

豚熱ワクチンの初回接種に係る手数料の免除について

- 豚熱ワクチン接種について、初回接種に限り、以下の手数料が免除されます。

なお、手数料の免除は、事業者から農場毎に家保へ申請を行う必要があります。

1 免除される手数料

- (1) 知事認定獣医師が接種する場合の
ワクチン管理手数料： 70円/頭
- (2) 登録飼養衛生管理者が接種する場合の
ワクチン管理手数料： 70円/頭
- (3) 家畜防疫員が接種する場合の注射手数料： 240円/頭

2 免除の対象頭数

各農場におけるワクチン接種開始日時点の全飼養頭数から以下の豚の頭数を除いた頭数

- (1) 生後30日未満の子豚
- (2) と畜場出荷前20日以内の豚

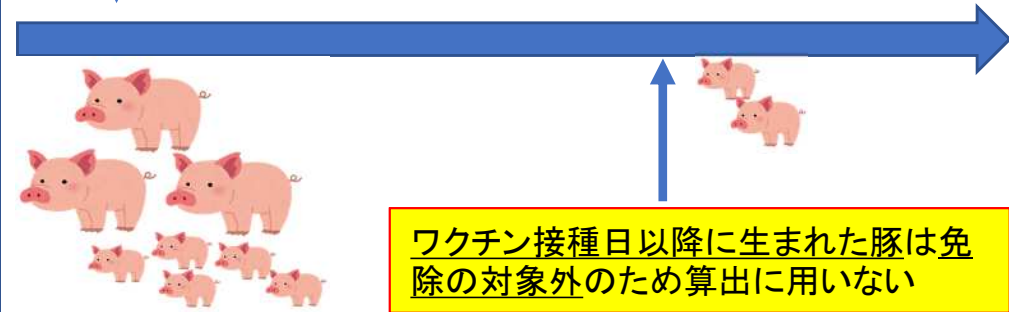
※ 免除の対象となる農場等
令和5年9月27日時点で県が把握している農場・施設となります。

- ① 県に定期報告を提出している農場・施設
- ② 県が立入等を実施し、豚・いのししの飼養を把握している農場等

免除の対象頭数(算出シートの使い方)

ワクチン
接種開始日

各農場の接種開始日時点の全飼養頭数を
① 30日齢未満の子豚
② と畜場出荷前20日以内の豚
③ ①及び②以外(30日齢～と畜前21日)に分けることで、免除対象頭数が算出されます。



	① 30日齢 未満	② と畜前 20日以内	③ ①及び②以外の豚 (30日齢～と畜前21日)	計
繁殖豚 (候補豚含む)	/	0	300	300
種雄豚 (候補豚含む)	/	0	30	30
子豚・肥育豚	300	200	2500	3000
計	300	200	2830	3330

免除の対象頭数

※算出シートは肥育農場では活用できません